2024 年　6 月 1 日現在

介護老人保健施設日和の里 介護予防通所リハビリテーション　利用料金一覧表

介護予防通所リハビリテーション利用料

＊地域区分：大津市（5 級地 10.55）

介護保険報酬 基本利用料		＊単位（円）			
通常規模型介護予防通所リハビリテーション	基本単位	算定単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	2268	1 月	2393	4786	7179
要支援 1　12 月超	2148	1 月	2267	4533	6799
要支援 2	4228	1 月	4461	8921	13382
要支援 2　12 月超	3988	1 月	4208	8415	12622
加算利用料					
サービス提供体制加算Ⅰ 要支援 1（＊）	88	1 月	93	186	279
サービス提供体制加算Ⅰ 要支援 2（＊）	176	1 月	186	372	557
栄養アセスメント加算（＊）	50	1 月	53	106	159
科学的介護推進体制加算Ⅰ（＊）	40	1 月	43	85	127
退院時共同指導加算	600	退院時 1 回	633	1266	1899
栄養改善加算	200	1 月	211	422	633
介護職員処遇改善加算Ⅰ（＊）	×0.086	1 月	R6 年 6 月～		
介護職員処遇改善加算Ⅰ（＊）	×0.047	1 月	R6 年 4～5 月迄		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（＊）	×0.020	1 月	R6 年 4～5 月迄		
介護職員等ベースアップ等支援加算（＊）	×0.01	1 月	R6 年 4～5 月迄		
食費・その他自費利用料					
食費	1 日	630 円			
日用品セット費	1 日	130 円			
教養娯楽費	1 日	80 円			
行事・レクレーション費	1 回	実費			
健康管理費	1 回	実費			
文書作成料	1 通	1620 円～			
その他、立替費用	1 品	実費			
キャンセル料	利用日当日にご連絡をいただいた場合　自費負担額の 100% 利用日前日までにご連絡をいただいた場合　自費負担額の 50% 利用日前々日までにご連絡をいただいた場合　キャンセル料発生しません				

加算利用料　算定要件	
サービス提供体制加算Ⅰ（＊） 要支援 1　要支援 2	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合又は経験年数のある介護福祉士が厚生労働大臣の定める基準以上配置している場合に要支援区分ごとに算定されます。
栄養アセスメント加算（＊）	厚生労働大臣が定める基準に基づく職員配置があり、利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、当該情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅰ（＊）	利用者様の心身の状況、疾病、服薬状況等に関する情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に算定されます。
退院時共同指導加算	利用者様が医療機関を退院するにあたり医師又はリハビリ担当が退院前カンファレンスに参加し、医療機関担当者と情報共有を行い共同指導した場合、退院後 1 回加算されます。
栄養改善加算	低栄養状態、又はそのおそれのある利用者様に対し、管理栄養士が看護介護職員等と共同し、摂食、嚥下機能及び食形態に配慮し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスを実施、評価した場合に加算されます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ（＊）	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。（R6 年６月～）
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（＊） 介護職員等ベースアップ等支援加算（＊） 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（＊）	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。（R6 年 4～5 月迄）

自費利用料（その他の日常生活費およびサービス利用料）

食費	利用中に食事提供を行った場合に頂戴します。
日用品セット費	利用者様個人で使用されるタオル、バスタオル、シャンプー、剃刀など必要な物の費用として頂戴します。
教養娯楽費	利用者様が行う書道、手芸、工作、カラオケ等、教養娯楽の為に要する費用として頂戴します。
行事・レクレーション費	クラブ、レクレーションなどをご希望により個別で実施した際、頂戴します。
健康管理費	入所ご利用中にワクチン接種などされた際に費用を頂戴します。
文書作成料	一般診断書、他事業所への情報提供書類、死亡診断書などを作成した際に頂戴します。
その他、立替費用	利用者様個人で使用される私物を施設が立替払いをした際に頂戴します。

（＊）印の加算は体制加算ですのですべての利用者様へ算定します。

＊上記の金額は１日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の差異が生じます。
　また消費税が加算される利用料もございますので御了承ください。

＊日用品費、その他教養娯楽費等の費用については、利用時の心身の状況によりご相談いただく場合もございます。